

四 發行方法	三 用振替等法の適法	二 の法律項及び根拠	一 發行號及び記述	件平省令第平成三十一年七月八月七日	○財務省告示第二百四号
-----------	---------------	---------------	--------------	-------------------	-------------

務後格競債定特あ争争う札価振の以律社第年別十財九利大に競争市め別つ入入。へ格替適下へ債一法会四政回付臣行争入場る参て札札に以を機用一平、項律計号法一がわ入札特も加、と発下競闘を振株及第に。～各れ札発別の者財同行「争は受替式び二関第昭國るの行参にご務時」発価に日け法等の第十三年法六十三号の付本銀もとの付格競し行のう。債入募「加よと大にと行（以下「債価」とい）市札入と者るに臣行い（以下「債価」とい）場でのい・発応がわう（以下「債価」とい）特あ決う第行募各れ。下入行とと。別つ定。I（限國る、「札わすし。）参てを及非下度債入価価「れ。その規加、しひ価額市札格格とる。そ規者財た価格国を場で競競い入の定。法

件平省令第平成三十一年七月八月七日

財務大臣（三十一年）麻生太郎

財庫債券（三十一年）太郎

○財務省告示第二百四号

財務大臣（昭和五十七年）太郎

利付国債の発行条、大蔵

六

イ

發

入 價 入 價 · 別 債 行 争 非 者 特 国
 札 格 行 札 格 第 参 市 及 入 價 · 別 債
 発 競 発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市
 行 争 額 行 争 非 者 特 国 發 競 I 加 場

て 基 同 百 国 項 計 四 つ 定 う 額
 は づ 法 八 債 の に 十 い に ち 面
 、 き 第 十 に 規 関 三 て 基 、 金
 額 発 六 六 つ 定 す 億 は づ 財 額
 面 行 十 億 い に る 七 、 き 政 で
 金 し 二 九 て 基 法 千 額 發 法 五
 額 た 条 千 は づ 律 八 面 行 第 千
 で 利 第 八 、 き 第 十 金 し 四 六
 二 付 一 百 額 發 四 万 額 た 条 百
 千 国 項 七 面 行 十 円 で 利 第 三
 三 債 の 十 金 し 六 、 二 付 一 十
 百 に 規 万 額 た 条 特 千 国 項 三
 二 つ 定 円 で 利 第 別 三 債 の 三
 億 い に 、 九 付 一 会 百 に 規 円

五

口 イ

方 募

入 價 法 入
 札 格 決
 発 競 定
 行 争 の

込 募 各 当 も 各 発 別 に ご
 み 限 国 て の 申 行 参 よ と
 の 度 債 る か 述 「 加 る に
 応 額 市 。 ら み と 者 發 応
 募 の 場 そ の い ・ 行 募
 額 範 特 の う う 第 へ 限
 を 囲 別 応 ち 。 II 以 度
 割 内 参 募 応 非 下 額
 り に 加 額 募 価 一 を
 当 お 者 を 価 格 国 定
 て い ご 順 格 競 債 め
 る て と 次 の 争 市 る
 。 各 の 割 高 入 場 も
 申 応 り い 札 特 の

九　八

振額最

替
単
位
金

額の振
の記替
整載法
数又の
倍は規
の記定
金録に
額はよ
に、る
よ最振
る低替
も額口
の面座
と金簿

ハ

行争非者特國行争非者特國入価込
入価・別債入価・別債札格金
札格第參市札格第參市發競金
發競Ⅱ加場發競Ⅰ加場行爭額

七

払

行争非者特國行争非者特國
入価・別債入価・別債札格金
札格第參市札格第參市
發競Ⅱ加場發競Ⅰ加場

ハ

でた条特
八利第別
百付一會
十國項計
三債のに
億に規閥
円つ定す
いにる
て基法
、づ律
額き第
面發四
金行十
額し六
てづ財三
、き政千
額發法五
面行第十
金額四万
額で利第一
千三付項
三百國の
六債規
十に定
億につい
円い基

口

十四

十一
二

十
一
發

初の経利入価・別債行争非者特国入価発
期払過札格第参市及入価・別債札格行行
利込利発競Ⅱ加場び札格第参市発競価
子み子率行争非者特国発競I加場行争格日

二 十 十 十 十
十 九 八 七 六 五

払 者 入 払 元 償 償 後 第
込 札 場 利 還 還 の 二
期 参 所 金 金 期 利 期
日 加 支 額 限 子 以

平 財 日 額 平 る い 日 每
成 務 本 面 成 利 て を 年
三 大 銀 金 六 子 、 支 六
十 臣 行 額 十 を そ 払 月
年 か 百 年 支 の 期 二
七 ら 円 六 払 日 と 十
月 通 に 月 う 以 し 日
六 知 つ 二 。 前 、 及
日 を き 十 六 各 び
受 百 日 月 支 十
け 円 間 払 二
た に 期 月
者 属 に 二
す お 十